

愛知県環境審議会総合政策部会 会議録

1 日時

平成 30 年 2 月 1 日 (水) 午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで

2 場所

愛知県自治センター 4 階 大会議室

3 出席者

(1) 委員

青木部会長、稻垣委員、織田委員、小嶋委員、大東委員、永瀬委員、尾島専門委員、祖山専門委員、三島専門委員（以上 9 名）

(2) 事務局

環境部：菅沼環境部長、大林環境部次長、小野地球温暖化対策監

環境部大気環境課地球温暖化対策室：

伊藤室長、横井室長補佐、東室長補佐、小道世主任主査、木佐主任、大島主任、多賀主任、城森技師、木戸主事

環境部環境政策課：清水課長補佐

環境部大気環境課：奥井課長補佐（以上 14 名）

(3) 傍聴人

なし

4 議事

(1) 部会長代理の指名について

- ・青木部会長の指名により、大東委員が指名された。

(2) 愛知県における地球温暖化対策推進のあり方について

- ・事務局から、資料に基づき説明

<質疑応答>

[稻垣委員] 議論に先立ち確認したい。単独条例の制定は、必要であれば必要と感じるが、新たに策定する「あいち地球温暖化防止戦略 2030（以下「新戦略」という。）」と条例との関わりが見てこない。新戦略と条例をどういう形で議論すればいいのか。

[事務局] 新戦略に記載された施策の実行に際して、条例に盛り込むべき点などをご議論いただきたい。次回の部会において、具体的に条例に盛り込む内容をお示ししたい。

[稻垣委員] 新戦略には各主体の役割が細かく示されており、これらは全て実行されることになるかと思うが、その内容と条例との関わりが理解できない。

[事務局] 新戦略に掲げる施策の中には、制度の中で進めるものや条例に規定して進めるものがある。県としては、それらの施策のうち条例に規定するものを整理し、新戦略の施策を推進したいと考えている。

[祖山委員] 今回、「愛知県の地球温暖化対策推進のあり方について」意見を求める諮問内容であり、先ほど県からは、地球温暖化対策の推進は戦略と条例の両輪で進めている、との説明があった。今回は、その両輪のうち条例に関して、地球温暖化対策に特化し

た単独条例の制定についての議論であり、諮問内容と違うのではないか。両輪のうちの条例に関しての見直しを検討するということか。

[事務局] 濟問内容について、1月22日の環境審議会でも議論があり、分かりにくかったという反省がある。

温暖化対策推進のあり方について、現行条例の中には、地球温暖化対策に関する規定は一部含まれている。この点について、今後、新戦略を強力に推進していくこうと考えている中で、現行条例に必要な項目を追記するだけでいいものか、新たに単独条例を制定する必要があるのではないかといった点について、まずは各委員のご意見をいただきたい。

そして、新戦略に掲げる項目のうち、条例としてどの項目を位置付けるべきかについて、ご議論、ご意見をいただきたい。

[稻垣委員] 大変よく分かった。条例には細かい点まで記載できないと感じる。単独条例を制定するか否かについては、これから議論になろうと思うが、私は、施策の推進のためには単独条例は必要と思う。条文には基本論を記載し、詳細は規則等に委ねるという手段で良いと思う。

[大東委員] 仮に単独条例を制定するとなると、県民、事業者などにある程度の拘束力をかけることになる。その拘束力の範囲をどれくらいにするか、何を一番に強化して義務化するのかといった仕分けの内容が、条例制定の議論と合わせて本部会の目的の一つという印象を持つ。よって、義務化して強力に推進する項目と、努力義務化して緩やかに協力を依頼する項目との仕分けを事務局にはお願いしたい。

[永瀬委員] 確認であるが、新戦略の内容については、議論の対象ではないということですか。あくまで、単独条例を制定するかどうかと、制定するのであればその中身をどういったものにするかを議論すればよいのか。

[事務局] そのとおりである。新戦略の中身をどのように推進していくかという観点で、条例化の中身をご議論いただきたい。新戦略の中身の議論ではない。

[大東委員] 議論の対象ではないが、折角の機会なので新戦略の中身について少し触れたい。

温室効果ガス排出量の推計の部分について、愛知県の場合、排出量全体に占める産業部門の割合は高いため、絶対量を減らすには、産業部門だけ削減すれば効果的ではないかと感じた。

[稻垣委員] 私からも議論の対象ではないが、新戦略の中身について少し触れたい。率直な意見として、削減目標に無理があると感じる。特に、家庭部門の47%削減は、掲載されている施策の実施だけで実現可能かどうかを検証しているのか。発表の際に、絵に描いた餅と言われかねないため、根拠をしっかりしていただきたい。また、吸収源が少ないと感じる、「あいち森と緑づくり税」により間伐などの取組を行っている中で、根拠はしっかりしていただきたい。

[事務局] 削減量の算定についてご説明したい。参考資料2のp.30~31のとおり、まず、国の地球温暖化対策計画による削減効果を愛知県に按分した場合の削減見込み量を算定し、そこに、愛知県の独自施策により削減される見込み量を加えて、愛知県全体の削減量を積算した。その結果、愛知県全体の2030年度の削減量は、2013年度比で26%削減と推計した。各施策の実現には、かなりの努力が必要であるため、条例化により各主体にある程度の責務を科すことにより推進していきたいと考えている。

[尾島専門委員] 既に19道府県が条例を制定しているが、各自でどのような条例を規定していて、どのような効果があったのか、調べられる範囲で調べていただきたい。

[事務局] 他道府県の状況を調べ、可能な範囲でお示ししたい。

[三島専門委員] 現行条例の課題が分かっているのであれば、新戦略の公表と合わせて、議論するのが本来の姿と感じる。また、今後のスケジュール感を教えてもらいたい。

[事務局] 新戦略と条例の検討の順序については、まずは新戦略の検討の中で、2030 年度までのあるべき姿を固め、どういった施策で、各主体に対してどのようなことを求めていくのかなどを議論した。そのため、先に新戦略を策定し、今回の本部会において、新戦略の推進のためのご意見をいただきたい。

スケジュールについては、資料 4 のとおり、第 2 回、第 3 回の総合政策部会の開催を経て、3 月中旬からパブリックコメントを開始し、5 月中旬に答申をいただきたいと考えている。その後、県議会への上程となるが、できる限り早く手続きを行い、条例を制定したいと考えている。

[祖山委員] 現行条例の課題解決のために、単独条例の制定が唯一の手段なのか、条例に落とし込む部分と要綱やガイダンスなどの他の手段に落とし込んでいく部分とを議論することも本来、必要ではないか。

[事務局] 新戦略の推進のために、条例に落とし込む部分と、要綱、ガイダンスとして落とし込む部分を含めて、ご審議いただきたいと考えている。

[大東委員] 単独条例を制定した場合、現行条例から抜き出して単独条例とするのか。仮に抜き出した場合には、現行条例の内容も変わってくるため、両方の条例について考える必要があるのではないか。

[事務局] 単独条例を制定する場合の説明をさせていただくと、現行条例の地球温暖化の防止に関する部分は単独条例に移行することとなり、その他の部分については現行条例に残すことになり、現行条例の改正が必要となる。また、単独条例に新たに規定する項目も生じることとなる。

[永瀬委員] 新戦略の 2030 年度の削減目標 26% は、産業活動が今そのまま推移した場合での推計なのか。

[事務局] 今後の産業活動などの変化を想定した上で、そこからどれくらい削減できるのかを推計している。新戦略の計画期間は 2030 年度までだが、様々な動向の変化により概ね 5 年ごとの見直しを考えている。

[小嶋委員] スケジュールを見ると新戦略の内容を細かく議論する時間はない。事務局は、ある程度の論点をはっきりと提案した方が良いと感じる。

[大東委員] 新戦略が公表されると、家庭部門がこんなに減らせるのかと疑問の声があがると感じる。世帯数の増加が圧倒的な要因である中で、世帯数を減らすことができるのか。また、一世帯当たりの排出量をかなり減らす必要があるが、これらを条例で規定できるのか。

[事務局] 世帯数まで規制できるとは思っていないが、家庭部門の排出量が増加した要因分析としては、省エネ家電の普及等による削減要因を世帯数の増加が打ち消し、むしろ増えてしまったと分析している。今後は、今まで以上に各家庭での省エネを進めていただく必要がある。

新戦略では、家庭部門での CO₂ 排出量を 5 割減らすために、世帯当たりの年間エネルギー消費量を熱量換算で約 3 割減らす必要があると見込んでいる。これには、電力使用に伴う排出係数が今以上に改善されるという前提がある。これらの点については、条例とは別に、県民に対して具体的に何を取り組めば、どのような効果があるのかといったことを、分かり易く伝える啓発活動を行っていきたいと考えている。

[青木部会長] 大東委員が心配されることについても、条例の中で形にできる部分があると感じており、それらを整理しながら条例化の作業をしていくと理解している。

[織田委員] 吸収源について、愛知県は農林業、自然環境に関して取組を強めているため、もう少し吸収量を増やせるのではないかという印象を持つ。林業、農業、自然環境施策についても条例の中に組み込めるのかを議論した方がよい。

[青木部会長] 県民、事業者、行政、総ぐるみでの取組を構築するには、新たな枠組みとして単独条例を制定する意味があると感じる。ただ、その中身については、これから議論を進める必要がある。

[大東委員] 家庭部門の対策については、条例の中では努める規定など柔らかい表現になろうかと思うが、実際には制度として何らかのインセンティブを与えない県民は行動に移さないと感じる。そのため、実行する施策を睨みながら条例にどこまでを規定するかを考える必要がある。

[青木部会長] ここで一旦まとめると、新戦略の推進のために単独条例を制定していくということを本日、認めていただいた。ただ、各委員より色々とご意見が出ているので、中身については次回の部会でしっかり議論していくことを2つ目の確認点としたい。

[稻垣委員] 最後に確認として、具体的な規定の中身まで本部会で議論するのか。

[事務局] ご指摘のとおり、義務規定、努力規定の内容について本部会でご議論いただきたい。次回の部会において、具体的な素案をお示ししたいと考えている。